

(新)

# 解体工事業の登録の手引き

令和4年9月改訂  
宮城県土木部事業管理課

解体工事業を営もうとする場合、当該業を行おうとする区域（工事を施工する区域）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

ただし、建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業（※）の3種類のいずれか）を有している場合は、登録の必要はありません。

## 目次

### 第1部 解体工事業登録の概要

1	解体工事業の登録とは	1頁
2	登録の有効期間	2頁
3	登録のための要件	2頁
4	登録の手続き	4頁
5	登録を受けたあとは	6頁
6	変更届の提出	7頁
7	登録の更新	8頁
8	廃業等の届出	8頁
9	建設業許可を取得した場合	9頁

第2部	記載例と記載要領	9頁
-----	----------	----

※ 登録申請を行う場合は、事業管理課建設業振興・指導班に直接持参してください。

(旧)

# 解体工事業の登録の手引き

令和3年3月改訂  
宮城県土木部事業管理課

解体工事業を営もうとする場合、当該業を行おうとする区域（工事を施工する区域）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

ただし、建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業（※）の3種類のいずれか）を有している場合は、登録の必要はありません。

## 目次

### 第1部 解体工事業登録の概要

1	解体工事業の登録とは	1頁
2	登録の有効期間	2頁
3	登録のための要件	2頁
4	登録の手続き	4頁
5	登録を受けたあとは	6頁
6	変更届の提出	7頁
7	登録の更新	8頁
8	廃業等の届出	8頁
9	建設業許可を取得した場合	9頁

第2部	記載例と記載要領	9頁
-----	----------	----

※ 登録申請を行う場合は、事業管理課建設業振興・指導班に直接持参してください。

(新)

(2) 提出書類（新規・更新）

解体工事業の登録を受けるには、下記に示す申請書類を、知事に提出する必要があります。

**提出部数** : 2部（正本及び副本（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧（新規・更新）】

	提出書類	様式	備考
1	登録申請書	様式第1号	・「申請者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄には、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	誓約書	様式第2号	登録申請者（法人の場合は役員全員、未成年者の場合は法定代理人（法人の場合は当該法人及びその役員））が登録拒否事由に該当しないことを誓約する書類
3	技術管理者（選任した技術管理者の資格を証するものとして、下記のうち該当するもの）		
	資格者証の写し	—	国家資格等を有する場合 <b>※原本も提示願います。</b>
	講習の受講証明書	—	講習を受講した場合
	卒業証明書	—	一定の学科を履修した学校を卒業した場合
	実務経験証明書	様式第3号	解体工事に関する実務経験を有する場合
4	登録申請者の調書	様式第4号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は <b>役員全員</b> と <b>法人自体</b> について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）について作成
5	登記事項証明書 (発行後3か月以内のもの)	—	・法人の場合提出 ・申請者が未成年者の場合で法定代理人が法人の場合提出
6	住民票抄本 (発行後3か月以内のもの)	—	・個人の場合は本人と技術管理者のもの ・法人の場合は役員全員と技術管理者のもの ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）のもの
7	委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。

・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。

(旧)

2) 提出書類（新規・更新）

解体工事業の登録を受けるには、下記に示す申請書類を、知事に提出する必要があります。

**提出部数** : 2部（正本及び副本（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧（新規・更新）】

	提出書類	様式	備考
1	登録申請書	様式第1号	・「申請者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄には、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	誓約書	様式第2号	登録申請者（法人の場合は役員全員、未成年者の場合は法定代理人（法人の場合は当該法人及びその役員））が登録拒否事由に該当しないことを誓約する書類
3	技術管理者（選任した技術管理者の資格を証するものとして、下記のうち該当するもの）		
	資格者証の写し	—	国家資格等を有する場合 <b>※原本も提示願います。</b>
	講習の受講証明書	—	講習を受講した場合
	卒業証明書	—	一定の学科を履修した学校を卒業した場合
	実務経験証明書	様式第3号	解体工事に関する実務経験を有する場合
4	登録申請者の調書	様式第4号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は <b>役員全員</b> と <b>法人自体</b> について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）について作成
5	登記事項証明書	—	・法人の場合提出 ・申請者が未成年者の場合で法定代理人が法人の場合提出
6	住民票抄本	—	・個人の場合は本人と技術管理者のもの ・法人の場合は役員全員と技術管理者のもの ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）のもの
7	委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。

・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。

(新)

### 6 変更届の提出

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に変更事項を知事に届け出る必要があります(法第25条第1項)。

なお、変更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

- ・ **提出書類** : 変更届出書〔様式第6号〕
- ・ **提出部数** : 2部(正本及び副本(写し))(受付印を押印後返します)

#### 【添付書類一覧】

変更する登録事項		添付書類
名称・氏名及び住所(個人)		・住民票抄本(発行後3か月以内のもの)
商号・名称及び住所(法人)		・登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)
営業所の名称及び所在地		・登記事項証明書(発行後3か月以内のもの) (商業登記の変更を必要とする場合のみ)
役員	就任	(1)登記事項証明書(発行後3か月以内のもの) (2)新たに役員となる方の住民票抄本 (発行後3か月以内のもの) (3)誓約書〔様式第2号〕 (4)新たに役員となる方の略歴書〔様式第4号〕
	退任	・登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)
	代表者	・登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)
解体工事業者が未成年者の場合の法定代理人		(1)新たに法定代理人となる方の住民票抄本 (発行後3か月以内のもの) (2)誓約書〔様式第2号〕 (3)新たに法定代理人となる方の略歴書〔様式第4号〕
技術管理者		(1)新たに選任された技術管理者の住民票抄本 (発行後3か月以内のもの) (2)新たに選任された技術管理者が、技術管理者の資格を有していることを示す書類 (資格証(※原本も提示願います)、実務経験証明書〔様式第3号〕等)※P.5参照

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・ 代理申請の場合は委任状を添付願います。

(旧)

### 6 変更届の提出

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に変更事項を知事に届け出る必要があります(法第25条第1項)。

なお、変更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

- ・ **提出書類** : 変更届出書〔様式第6号〕
- ・ **提出部数** : 2部(正本及び副本(写し))(受付印を押印後返します)

#### 【添付書類一覧】

変更する登録事項		添付書類
名称・氏名及び住所(個人)		・住民票抄本
商号・名称及び住所(法人)		・登記事項証明書
営業所の名称及び所在地		・登記事項証明書 (商業登記の変更を必要とする場合のみ)
役員	就任	(1)登記事項証明書 (2)新たに役員となる方の住民票抄本 (3)誓約書〔様式第2号〕 (4)新たに役員となる方の略歴書〔様式第4号〕
	退任	・登記事項証明書
	代表者	・登記事項証明書
解体工事業者が未成年者の場合の法定代理人		(1)新たに法定代理人となる方の住民票抄本 (2)誓約書〔様式第2号〕 (3)新たに法定代理人となる方の略歴書〔様式第4号〕
技術管理者		(1)新たに選任された技術管理者の住民票抄本 (2)新たに選任された技術管理者が、技術管理者の資格を有していることを示す書類 (資格証(※原本も提示願います)、実務経験証明書〔様式第3号〕等)※P.5参照

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・ 代理申請の場合は委任状を添付願います。

(新)

記載例

別記様式第1号(第3条関係)

(表面)

証紙はり付け欄 (消印してはならない。) )		記入しない
該当しない方を 二重線で消す	解体工事業登録申請書	
登録の種類	新規・変更	
※登録番号	宮城県知事(登一)第	号
※登録年月日	令和	年 月 日

代理申請の場合、申請者欄に連名の上、委任事項がわかる書類(委任状等)を提出ください。委任状(原本)の返還を希望する場合は、委任状(写し)を提出の上、委任状(原本)を提示願います。なお、代理人の押印で可とする取扱いは、別記様式第1号「申請者」欄及び第6号「届出者欄」のみとします。

より、解体工事業の登録の申請をします。  
 令和3年6月1日  
 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
 株式会社 みやぎ解体  
 申請者 代表取締役 宮城 太郎  
 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1  
 宮城行政書士事務所  
 行政書士 仙台 次郎

行政書士が作成した場合、行政書士法施行規則第9条の規定に基づき、行政書士の職印が必要。

フリガナ 商号、名称又は氏名	カガシカイヤ ミヤギカイイ 株式会社 みやぎ解体	・法人の場合は会社名 ・個人の場合は本人の氏名(屋号は不可) (個人で屋号を登録する場合は、屋号+氏名)
-------------------	-----------------------------	--

住所	郵便番号(980-8570) 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話番号(022)211-0000
----	---

法人である場合のフリガナ 代表者の氏名	ミヤギ タロウ 宮城 太郎	個人の場合は記載不要
------------------------	------------------	------------

法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等

フリガナ 氏名	役名等(常勤・非常勤)	フリガナ 氏名	役名等(常勤・非常勤)
ミヤギ タロウ 宮城 太郎	取締役社長(常勤)	ミヤギ イロウ 宮城 一郎	取締役常務(常勤)
ミヤギ ハコ 宮城 花子	取締役専務(常勤)		

更新の場合は既に受けている登録番号を記載する。(新規の場合は記載不要)

申請時において既に受けている登録	宮城県知事(登一△△)第〇〇〇号(令和△△年××月××日登録)
------------------	---------------------------------

(旧)

記載例

別記様式第1号(第3条関係)

(表面)

証紙はり付け欄 (消印してはならない。) )		記入しない
該当しない方を 二重線で消す	解体工事業登録申請書	
登録の種類	新規・変更	
※登録番号	宮城県知事(登一)第	号
※登録年月日	令和	年 月 日

代理申請の場合、申請者欄に連名の上、委任事項がわかる書類(委任状等)を提出ください。委任状(原本)の返還を希望する場合は、委任状(写し)を提出の上、委任状(原本)を提示願います。なお、代理人の押印で可とする取扱いは、別記様式第1号「申請者」欄及び第6号「届出者欄」のみとします。

より、解体工事業の登録の申請をします。  
 令和3年6月1日  
 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
 株式会社 みやぎ解体  
 申請者 代表取締役 宮城 太郎  
 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1  
 宮城行政書士事務所  
 行政書士 仙台 次郎

行政書士が作成した場合、行政書士法施行規則第9条の規定に基づき、行政書士の職印が必要。

フリガナ 商号、名称又は氏名	カガシカイヤ ミヤギカイイ 株式会社 みやぎ解体	・法人の場合は会社名 ・個人の場合は本人の氏名(屋号は不可)
-------------------	-----------------------------	-----------------------------------

住所	郵便番号(980-8570) 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話番号(022)211-0000
----	---

法人である場合のフリガナ 代表者の氏名	ミヤギ タロウ 宮城 太郎	個人の場合は記載不要
------------------------	------------------	------------

法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等

フリガナ 氏名	役名等(常勤・非常勤)	フリガナ 氏名	役名等(常勤・非常勤)
ミヤギ タロウ 宮城 太郎	取締役社長(常勤)	ミヤギ イロウ 宮城 一郎	取締役常務(常勤)
ミヤギ ハコ 宮城 花子	取締役専務(常勤)		

更新の場合は既に受けている登録番号を記載する。(新規の場合は記載不要)

申請時において既に受けている登録	宮城県知事(登一△△)第〇〇〇号(令和△△年××月××日登録)
------------------	---------------------------------

